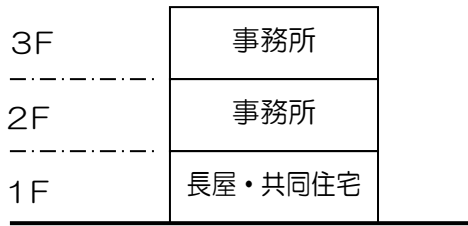


中間検査指定に関する告示（今回追加）イメージ

今回追加：木造、鉄骨造又はこれらの構造が混合した構造の建築物のうち階数 3 以上のもので、  
長屋又は共同住宅

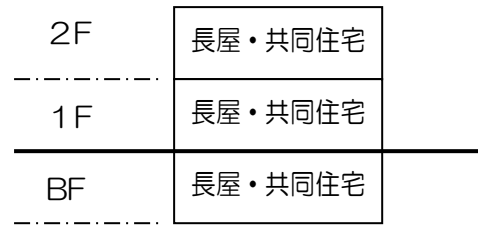
（参考 1）中間検査の対象となる例（木造、鉄骨造の場合）

■例 1（S 造、新築の場合）



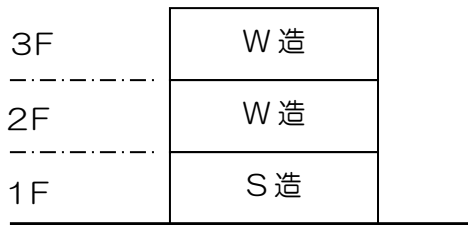
長屋又は共同住宅の用途が 3 階になくても対象となる

■例 2（S 造、新築の場合）



地上 2 階建でも階数が 3 のため対象となる（地上 1 階、地下 2 階で階数が 3 となる場合も同様）

■例 3（共同住宅、S 造+W 造、新築の場合）



S 造と W 造の混構造で、階数が 3 のため対象となる

■例 4（S 造、新築の場合）

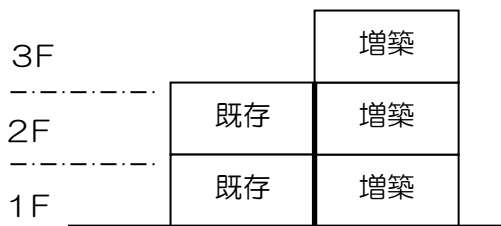


Exp. j

A 棟、B 棟は「一の建築物」であるため、A 棟、B 棟とも検査対象となる。

※複数の工区が存在する場合は、例 9 参照

■例 5（共同住宅、S 造で横増築の場合）

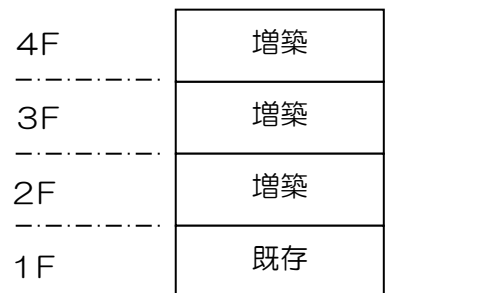


Exp. j

増築部分の階数が 3 のため対象となる。

※既存部分の構造は問わない。

■例 6（共同住宅、S 造で上増築の場合）

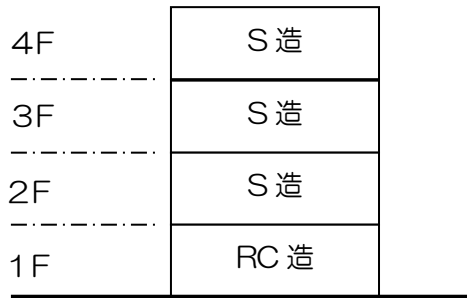


増築を行った部分が、階数が 3 のため対象となる。

※既存部分の構造は問わない。

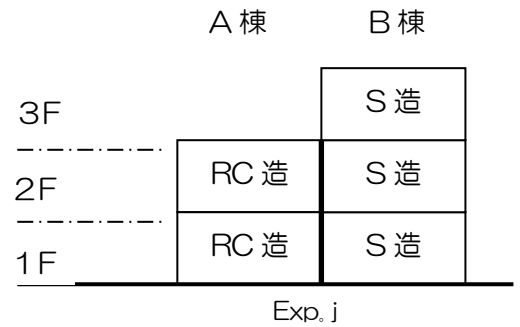
(参考2) 中間検査の対象とならない例 (木造、鉄骨造の場合)

■例7 (共同住宅、RC造+S造、新築の場合)



RC造とS造の混構造は対象とならない。  
 ※RC造例3のとおり、RC造の部分は対象となるので、注意。

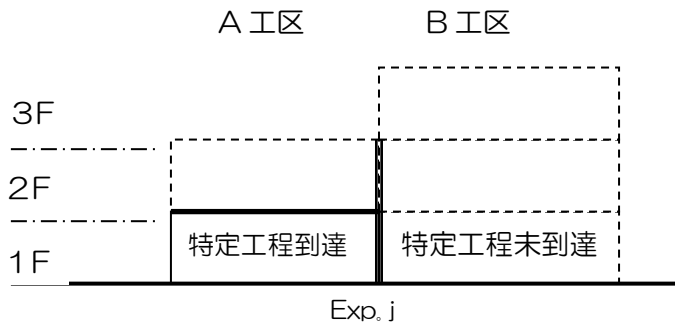
■例8 (共同住宅、RC+S造、新築の場合)



RC造とS造の混構造は対象とならない。  
 ※RC造例6のとおり、全体として階数3で、RC造の2階の床があるため、RC部分は検査対象となるので、注意。

(参考3) 2以上の工程が存在する例 (木造、鉄骨造の場合)

■例9 (共同住宅、S造、新築の場合)



※本事例は Exp.j の例ですが、別棟のケースも同様に考えます。

A工区について中間検査を実施し、B工区については検査時に到達している工程の範囲で検査を実施する。なお、その後B工区が特定工程に到達しても中間検査は行わない。※

【参考】現行：鉄筋コンクリート造で階数 3 以上のもので、法別表第 1 欄（1）項から（4）項までに掲げる特殊建築物

（参考 1）中間検査の対象となる例（鉄筋コンクリート造の場合）

■例 1（RC 造、新築の場合）

3F	事務所
2F	事務所
1F	法別表用途

法別表の用途が 3 階になくても  
対象となる

■例 2（RC 造、新築の場合）

2F	法別表用途
1F	法別表用途
BF	法別表用途

2 階建でも階数が 3 のため対象  
となる

■例 3（対象用途<sup>※1</sup>、RC 造+S 造、新築の場合）

3F	S 造
2F	S 造
1F	RC 造

2 階の床及びはりの配筋工事がある  
場合は、対象となる

■例 4（対象用途<sup>※1</sup>、RC 造、増築の場合）

3F		増築
2F	既存	増築
1F	既存	増築

Exp. j

増築部分の階数が 3 のため対象となる

■例 5（RC 造、新築の場合）

	A 棟	B 棟
3F		対象用途 <sup>※1</sup>
2F	事務所	対象用途
1F	事務所	対象用途

Exp. j

A 棟、B 棟は「一の建築物」であるため、A 棟、  
B 棟とも検査対象となる

■例 6（対象用途<sup>※1</sup>、RC+S 造、新築の場合）

	A 棟	B 棟
3F		S 造
2F	RC 造	S 造
1F	RC 造	S 造

Exp. j

A 棟、B 棟は「一の建築物」であり、全体  
で判断すると階数が 3 で、RC 造の部分に  
2 階の床があるため検査対象となる<sup>※2</sup>

※1 対象用途とは法別表（1）～（4）に掲げる特殊建築物を指します。（共同住宅も含む）

※2 当初のマニュアルでは検査対象外としていましたが、国の中間検査対象の考え方を参考に、検査対象とすることにしました。

(参考2) 中間検査の対象とならない例 (鉄筋コンクリート造の場合)

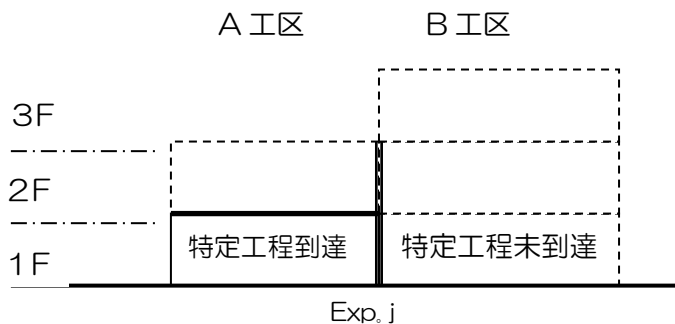
■例7 (RC 造、新築の場合)

1F	対象用途※1
B1F	対象用途
B2F	対象用途

階数が3でも2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程がないため中間検査の対象とならない

(参考3) 2以上の工程が存在する例 (鉄筋コンクリート造の場合)

■例8 (対象用途※1、RC 造、新築の場合)



※本事例は Exp.j の例ですが、別棟のケースも同様に考えます。

① 共同住宅以外の対象用途の場合

A 工区について中間検査を実施し、B 工区については検査時に到達している工程の範囲で検査を実施する。なお、その後 B 工区が特定工程に到達しても中間検査は行わない。

② 共同住宅の場合

A 工区について中間検査を実施し、B 工区については検査時に到達している工程の範囲で検査を実施する。なお、その後 B 工区が特定工程に到達した場合、2 回目の中間検査を受ける。

※1 対象用途とは法別表(1)～(4)に掲げる特殊建築物を指します。(共同住宅は含みますが、長屋は含みません。)